

## 【資格取得届について】

○次の事由に該当したときは必ず組合員資格取得届出書を提出してください。

- 1 新たに職員となったとき
- 2 短期組合員から一般組合員になったとき（一般組合員から短期組合員になったとき）
- 3 組合員証番号(職員番号)が変更になったとき(県費職員)

### 1 新たに職員となったとき

- ・ 公立学校、県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く)の職員になったとき
  - ・ 公立大学法人の役職員となったとき
- 「職員」とは、常勤職員又は次の①から③のうちいずれかの要件を満たす非常勤職員のことをいいます。

- |   |  |
|---|--|
| ① | 1月の所定勤務日数および1週間の所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の者  |
| ② | 1月の所定勤務日数および1週間の所定勤務時間数が常勤職員の4分の3未満のうち、次の全てを満たす者 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1週間の所定勤務時間数が20時間以上</li><li>・ 報酬月額が88,000円以上</li><li>・ 学生でない</li></ul> |
| ③ | 常勤職員と同等以上の所定勤務時間数の者  |

### 2 短期組合員から一般組合員になったとき（一般組合員から短期組合員になったとき）

組合員のうち、非常勤職員である者または臨時的任用職員である者は、原則として共済組合の長期給付が適用されません。  
これらの長期給付が適用されない組合員を「短期組合員」といいます。（短期組合員に対して、長期給付が適用される組合員を「一般組合員」といいます。）  
短期組合員から一般組合員、または一般組合員から短期組合員になったときは資格取得届出書を提出してください。

### 3 組合員証番号(職員番号)が変更となる時(県費職員)

公立学校共済組合徳島支部の組合員証番号は、任命権者の職員番号を利用して付番しているため、任用形態等が変わることにより職員番号が変更となる場合は、組合員証番号も変更となります。  
このような場合も、資格取得届出書を提出してください。  
なお、任命権者が変わる場合も組合員証番号が変更になりますので、上記と同様です。

## 【一般組合員と短期組合員の種別について】

○任用形態別による一般組合員と短期組合員の種別は以下のとおりです。

### 1 一般組合員

- ・ 正規職員
- ・ 再任用職員(フルタイム)
- ・ 任期付任用職員(フルタイム)
- ・ 会計年度任用職員(フルタイム一般)

### 2 短期組合員

- ・ 再任用短時間職員
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 任期付任用職員(短時間)
- ・ 会計年度任用職員(フルタイム短期)
- ・ 会計年度任用職員(パートタイム)

## 会計年度任用職員（フルタイム）の組合員種別について

会計年度任用職員（フルタイム短期）として資格取得後、次の①から③の全ての要件に該当する者は、要件に該当するに至った日以後、一般組合員（会計年度任用職員（フルタイム一般））として資格を取

- ① 任用が事実上継続していると認められる場合
- ② 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者
- ③ ②に至った日以後、引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者

## 【提出書類】

○資格取得届出書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

	書類名	説明
組合員関係	個人番号記入用紙	必ず提出する。 被扶養者を申告する場合は、被扶養者分も記入して提出。
	教職員互助組合加入申込書	加入する場合は提出する。 ※正規職員は必ず加入
	年金加入期間等報告書	短期組合員の場合は不要。
	辞令等の写し	必ず提出する。
	勤務条件等がわかる書類 (勤務条件通知書等)	短期組合員の場合で、辞令等だけで週の勤務時間や勤務条件等が不明な場合、明記された書類を添付して提出。
被扶養者関係	被扶養者申告書	被扶養者がいる場合に提出。 添付書類については、教職員福利厚生のおしりを参照。
	被扶養者に関する申立書	被扶養者がいる場合に提出。
	国民年金第3号被保険者関係届	20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合に提出。